

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成25年1月30日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇市が平成24年5月18日、〇〇県民局との林地開発行為協議に伴って提出した事業説明会等に係る経過状況及び関係地区が示された図面」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇市が平成24年5月18日、〇〇県民局との林地開発行為協議に伴って提出した事業説明会等に係る経過状況及び関係地区が示された図面」を特定した上で、これについては、〇〇市に返還したため保有していないことを理由として公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年2月5日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成25年3月6日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成25年3月26日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、平成24年5月16日に〇〇市が県が定める手続きにより、平成24年5月16日、〇〇〇〇〇〇により林地開発行為協議書（以下「協議書」という。）を提出したが、

調整事務については、岡山県林地開発許可制度実施要綱（平成12年3月30日治第918号。以下「要綱」という。）第6条により「開発行為をしようとするものは、開発行為の概要を記載した図書を添付して県民局長に協議しなければならない」とされており、「開発行為の概要を記載した図書」については、要綱第6条第2項第1号から第7号に定められているが、本件対象公文書が該当する項目はなく、また、要綱で必要とされる以外に添付資料は求めることはなく、上記の記載内容についても確認できたため、協議書に添付する必要はないものと判断して返却した。

なお、民間事業者が実施する林地開発申請については、事業実現の現実性を確認するため、地元代表者の同意書等の添付を求めているが、調整事務においては、地方公共団体等が事業実施することから、現実性を有しており、地元との関係について同意書等の添付は求めておらず、あくまで地元関係者の意見を記載することになっており、地元での説明会の内容が調整事務を左右するものではない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「〇〇市が平成24年5月18日、〇〇県民局との林地開発行為協議に伴って提出した事業説明会等に係る経過状況及び関係地区が示された図面」である。

2 本件対象公文書の存否について

異議申立人は、〇〇市が作成して県に提出した協議書について、本件対象公文書等を追加した再度の提出で受理されており、本件対象文書は決して軽いメモ等とはいえない類のものであり、県民局においてもその写しさえ取らずにこれを返却し、関係書類に添付して保管しないことはありえず、事実と反しているのではないかと主張している。

一方、実施機関は、法第10条の2第1項の規定により、国又は地方公共団体が行う林地開発行為は、許可は不要であるが、附帯決議を受け、許可基準に反しないよう、許可権者の都道府県知事と連絡調整をすることとされており、その調整事務において提出された協議書について、〇〇県民局担当者が事業計画の概要説明書中、「森林開発に対する地元関係者の意見」の項目の記載内容の確認のための資料として提出を求めたものであり、要綱において調整事務を行うため必要な書類とされたものではないことから、記載内容確認後に〇〇市へ返却したので保有していないと主張しているため、本件対象公文書の存否について以下検討する。

本件対象公文書は、〇〇市から〇〇県民局に協議書が提出された際に、〇〇県民局担当者が提出を依頼し、後日、協議書の再提出に合わせて〇〇県民局に提出されたものである。

林地開発行為協議は、国又は地方公共団体が行う林地開発について、法の許可に代えて、土砂の流出や崩壊その他の災害の防止、水害の防止、水の確保及び環境の保全への支障の有無について許可基準に反しないように連絡調整を行う事務である。

実施機関では、民間事業者が行う林地開発行為の許可申請の場合、地元代表者の同

意書等の添付を求めているが、国又は地方公共団体が行う林地開発行為については、協議書への同意書の添付を求めておらず、事業計画の概要説明書に「森林開発に対する地元関係者の意見」を記載させている。

これらのことから、国又は地方公共団体が行う林地開発行為については、事業実現性が確実であり、事業説明会等の経過状況が調整事務を左右するものではないものの、「森林開発に対する地元関係者の意見」に記載された内容を確認するため本件対象公文書の提出を求めたものであり、その内容が確認できたことから、協議書に添付する必要はないものと判断して返却したため、公文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とはいえない。

3 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年3月26日	実施機関から諮問を受けた。
平成25年5月17日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成25年7月26日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成25年9月2日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成25年11月15日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成25年12月20日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成26年2月21日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
釜 瀬 司	岡山県広域水道企業団 事務局長	
武 井 祐 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	